

## 委員から提出された追加意見

北 村 委 員

中 杉 委 員

中 地 委 員

2007年6月20日

## 第五回合同検討会に関する追加(補足)意見

化成品工業協会 技術委員長 北村 卓

検討会席上では時間の制約もあり、また佐藤委員長から「難しい問題」とのご指摘を頂きました。小生の説明も十分でなかったものと思い、改めてここに追加意見をお送りします。

### ・ 現行のMSDS 制度に関する問題

先日の検討会席上でも申し上げたように、MSDS 制度は化学製品を取り扱う労働者に危険有害性を通知し、労働安全を確保するための文書媒体として始まりました。以前はまちまちの文書で行われていたものが、様式の共通化が進み ISO(JIS)の形で定着化するに至っています。このような経緯の中で、MSDS の最も重要な目的は依然として労働安全を確保するための文書であり、その性格は今でもかわっていないと考えます。MSDS は単なる事業者間の情報提供文書ではなく、労働現場に常備し化学製品を取り扱う作業者はいつでも参照できる状態にあることが求められています。このことから、化学あるいは化学物質に関して専門的学校教育を受けていない作業員でも、安全に取り扱うために何をしなければいけないのか、あるいは何をすればいけないのか、という点が明瞭に読み取れることが MSDS には期待されています。

言い換えれば、現場の取扱者にとっては化学的な知識を前提とした物質名称や物理的性質や毒性を詳細に記述した情報よりも、取扱い方法を記述した項目、例えば第四項; 応急措置、第五項; 火災時の措置、第六項; 漏出時の措置、第七項; 取扱い及び保管上の注意、第八項; 曝露防止措置および保護措置、第十項; 安定性および反応性そして第十三項; 廃棄上の注意、といった項目が重要ということになります。

実務的に考えると、MSDS といっても大きく分けて二種類が存在し、それぞれに求められている機能が異なっていると思います。すなわち試薬に代表される「化学物質」の MSDS では化学物質の性状を正しく記述しまたその情報は豊富であることが期待されていますが、作業員の取扱い上の注意等に関しては具体的な取扱い方法を想定しないで、どちらかと言えば一般的な記述がされています。一方、いわゆる調剤を中心とした「化学製品」の MSDS では、工業的な原材料として大量の使用を前提としており、取扱い方法を想定して前述の注意書きにあたる項目が詳細に記載されています。

度重なる法制化で法律の求める記載事項は、どちらかといえば物質の性状や法規制に関する情報が主体でした。その結果、MSDS のページ数が増加し大部のものになるとともに、労働安全を確保するための情報の記載場所が文書の後半部分に位置するようになり、化学製品の取り扱い現場では次第に使いにくい形に変化しているのが実状です。MSDS は化学製品に関する情報を包括的に提供する媒体として有用ではありますが、現在以上に使い勝手が悪くなることを防ぐために、知りうる限りの全ての情報を記載するのではなく、本来

の目的を超えた情報の伝達媒体としては、別の方策を用いることが適当と考えます。

#### ・ GHS 対応について

GHS は化学製品の危険有害性の分類と評価を世界的に整合化しようとするものであり、国や地域によって判断基準が異なっている現状を考慮すれば、それ自身は産業界も歓迎します。しかし GHS による分類作業には、以下の課題が残されているので、周到な準備と関係諸方面の理解を得るために事業者だけでなく行政からの働きかけも必要と思います。

##### 1. 現行法律による分類基準との関係

配付資料参考 2 の産構審の小委員会中間取りまとめでは、情報の不足や分類結果の相違の発生とそこからの混乱が懸念されています。また、化学製品の危険有害性分類は、わが国では各種法律のもとでも実施されています。各法律間で基準に不整合を残したままで GHS が適用されると、産業界の期待(=整合化)とはまったく逆に新たな基準の追加になり、化学製品を取り扱う現場の混乱が今以上にひどくなることが懸念されます。化学物質管理促進法だけでなく化学物質を規制する他の法律でも、GHS に即して運用されることが望まれます。

なお、GHS の導入では、対応可能な部分からの段階的導入も認められていますが、このような進め方はその都度危険有害性の評価結果が変わることになり、事業者の対応はかえって煩雑になります。GHS の適用は十分に準備を整えたのちに一度に導入することが適当と考えます。

##### 2. 情報の入手と評価に関する問題点

有害性の評価に必要な健康影響(毒性)情報や生態影響情報の入手と評価は、ジャパンチャレンジや OECD/HPV の進やと欧州の REACH 規制への対応で進むことが期待できます。しかし現状では、このような情報の入手と評価が必ずしも容易に行える状態にはありません。

検討会配布資料 7 の「参考; GHS 対応の MSDS の概要」に例示されている単一化学物質からなる製品の MSDS は物質固有の性状を示す情報として有用ですが、多種類の化学物質の配合からなり、工業的には圧倒的多数の件数を占めている調剤製品では、構成成分情報の入手ができず GHS のシステムに基づいた危険有害性の評価ができないという問題が生じます。そのため十分な情報が得られないまま、やむを得ず「分類できず」とされる場合があります。

このような事態をさけるためには、危険有害性の指標となるデータを充足することが望ましいのは論を待たないところです。GHS はデータの入手と評価から判定に至るまで、事業者の責任において実施されるべきものですが、現実には企業努力のみでこれらの要件を充足させることは難しく、事業者の努力とともに国の施策も必要になります。特に GHS に基づく分類作業には相当程度の技量と化学物質に関する広範な知識が必要であり、

城内委員の指摘のように的確な分類作業の実施のための人材育成とGHSの分類方法について国民の理解が深まるような施策が必要です。

#### ・ GHS 制度と MSDS

GHS および MSDS に共通するのは、最も重要なことは「化学製品」の有姿としての危険有害性の分類であり情報の提供です。調剤製品でも「製品」としての評価が得られれば、その採用します。しかしきわめて多種類が存在する調剤製品では、その一つ一つに試験を実施することは現実的でないために、GHS では個々の成分の性状と含有量から総合的に判断して「製品」の危険有害性を推測する方法が示されています。

既に で記したように、化学製品の危険有害性情報を伝達することは、「製品」としてのあり姿を伝えることが重要であり、その情報があれば組成成分情報は補完的な役割にとどまります。このような背景から、MSDS に GHS の結果を示す方法は、「製品」のあり姿情報を記すことを原則とすべきと考えます。

「リスクコミュニケーション及び人材の育成について」及び  
「MSDS 制度の課題と今後の方向について」に対するコメント

上智大学 中杉修身

前回の委員会で発言する機会を得られなかったので、「リスクコミュニケーション及び現在の育成について」及び「MSDS 制度の課題と今後の方向について」に対するコメントをお送りします。

リスクコミュニケーションは、様々な環境問題に関連する課題と考えます。リスクコミュニケーションに関する課題を全て化管法が解決するものとは考えられません。化管法の中ではリスクコミュニケーションのどの部分を対象にするのかを明確にする必要があります。懇談会では、化学物質のリスク管理に関して化管法の枠を超えた議論がなされ、その結果として化管法の関わる部分を明確して議論が集約されていると思います。この部分についても同様な作業が必要ではないでしょうか。

リスクコミュニケーションではリスクの内容を分かりやすく伝えることが重要で、そのための人材育成が大きな課題とされています。このことに異論はありませんが、単に人材を育成するだけでなく、彼らの信頼を確保する手段を検討する必要があります。中立的な機関を設けることが1つの方法と考えられます。人材の派遣を要請しやすくする意味でも、人材派遣の費用負担も含めて検討する必要があると思います。また、人材の育成においても、わが国における法制度がどのような議論の末に構築されたかも含めて、様々な制約からリスク管理に係るあいまいさも十分に理解した人材の育成を行う必要があります。

MSDSについては、対象物質のリスト化を見直すという議論が前回ありましたが、大塚委員から、事業者にGHS分類を義務づけているEUでも、懸念が非常に高い物質についてはその物質を指定した上で、自らがGHS分類を実施している点が指摘され、亀屋委員からも、現在のリストが果たしている役割について指摘がありました。より広い物質を対象にMSDSが必要であるという一般論には異論はありませんが、具体的な仕組みをどうするかについては、検討すべきオプションがいろいろあり、時間をかけて検討する必要があります。

2007年6月20日

中地 重晴（有害化学物質削減ネットワーク）

化管法見直し中間取りまとめにあたって以下の点に留意するよう意見を提出します。

1．法の目的を国民の知る権利に基づくものとする。

国民が環境中に排出される化学物質の排出量削減を認識し、周辺工場からの事故時の危険性をあらかじめ知ることにより、より安全で安心な生活を営むためにも、化管法の目的を国民の知る権利に基づくものとし、P R T R制度の枠組みを抜本的に改革すべきです。法制度の目的の変更については、今回の中間とりまとめでは、全体の総意にはいたらなかったため、少数意見として記載し、今後継続して検討していくべきです。

2．届出項目に、取扱量を追加すること。

化管法の届出対象事業者を把握するためには、取扱量の届出は必要だと考えます。「取扱量と排出量とは、必ずしも相関はなく、営業機密に当たる」という意見がありますが、事業者の自主的取り組みの結果として、排出量の削減努力を地方自治体や国民などの利害関係者が評価する上で、参考になるものです。未届出事業者対策としても効果のあるものだと考えますので、今後も継続して制度に組み入れるよう検討することを記載すべきです。

3．届出項目に、貯蔵量(あるいは保管量)を追加すること。

緊急時対応のために、貯蔵量、最大保管量については、「他法令で届出義務がある、法の目的対象外であるとの理由で、追加の必要はない」との意見が出されていますが、消防法では化管法の対象物質とは異なっていることや、国民に公表する制度になっていないこと、アメリカのT R Iでは緊急対応計画まで公表している例もあることなどから、国民の事故時に対する安全安心のためには、届出させ、公表するべきだと考えます。

対象事業者からの届出項目について、取扱量及び貯蔵量を追加するべきであることを今後も継続して検討すべきであると記載するべきです。

4．届出外排出量の推計結果の見直しを実施すること。

過去5年間の届出外排出量は、届出事業者の要件の猶予期間があったこと、推計方法の見直しが毎年行われたため、経年変化を比較することができないものです。将来的にも届出外排出量の推計方法は変更されることが予想されるので、経年変化を把握できるように、一定期間（たとえば、5年ないし7年）ごとに、届出外排出量の推計を過去にさかのぼって実施し、国民への説明責任を果たすべきです。

5．経由事務自治体の枠組みを拡大すること。

現行の化管法では、経由事務は都道府県に義務付けられているだけですが、実際は多く

の政令市や中核市が分担して、経由事務を担っています。未届出事業者への指導やより一層の排出削減、化学物質自主管理計画の作成義務などを徹底するために、立ち入り調査権限を付与している他法令と横並びに政令市や中核市に経由事務を義務付けるように、現行の制度を改めるべきです。

#### 6．事業者の自主的取り組みのためにリスコミの実施を促進すること。

現行では、毎年 2 月末に前年度の集計結果を公表するだけで、排出量や移動量の削減について、評価するような場がありません。評価は事業者や地方自治体、NGO・市民団体が個別に行っているだけで、利害関係者が参加して、排出削減の効果を検討する報告会を開催し、化学物質管理の進捗を議論する場を確保するべきだと考えます。できれば、業種ごと、事業規模別などきめ細かな対応ができるよう、中央労働災害防止協会が開催している全国労働安全衛生集会的な催しを行政、事業者、NGO・市民団体など官民共同で開催するようにし、リスクコミュニケーションの実施を促進していくように新たな取組みを提案します。